

1 協議事項について

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日の委員会では、以前に配付した協議事項一覧表の番号34から41までの8件を、本日の日程(1)から(8)としてご協議いただく。(1)は明るいまらい大和から、(2)から(7)は自民党・新政クラブから、(8)は日本共産党からの提案である。

【中村委員長】 本日の協議事項の(2)から(7)は、現状の運営を変えたいという内容であり、一方、(1)と(8)は、「従来通り」や「十分確保」などの内容であることから、(1)、(8)と、(2)から(7)はあわせて協議していくことが望ましいと考えている。そのあたりを含めて、本日の進め方について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 実際の進行について、まず(1)、(2)、(3)、(8)の4項目を合わせて協議していただきたい。これは、(2)と(3)が委員会審査における持ち時間制導入に関する内容であり、(1)と(8)はそれに関連する内容なので、合わせて協議をする。以降は同様の考え方で、(4)と(1)、(8)をあわせて協議、次に(5)と(1)、(8)を合わせて協議、次に(6)は本会議のことなので、(6)と(8)を合わせて協議、最後に(7)も本会議のことなので、(7)と(8)を合わせて協議というように、大きく5項目に分けて協議を進めたいというのが、委員長の考えである。

【中村委員長】 (1)、(8)は委員会や本会議の全体にかかわるので、(2)から(7)を協議する際には、(1)、(8)が関連するものと考えて協議してほしい。今、事務局から説明させたのが、委員長としての考え方である。この内容のとおり進めたいので、よろしく願いしたい。

- (1) 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り
- (2) 【委員会】各委員の質問に「持ち時間制」を導入
- (3) 【委員会】「持ち時間」は同じ会派の委員間では融通できる
- (8) 「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【高久委員】 現状では委員会や本会議でも制限時間を設けていない。時間制限を導入しようという提案の目的は何か。後の項目に「傍聴者やインターネット視聴者の利便性のため」との記載があるが、これらに関連しての提案ならば本末転倒のように思える。

【中村委員長】 以前の議会改革実行委員会で議長から、委員会のインターネット中継について協議してほしいとの諮問があった。委員会のインターネット中継を行うことは全会一致で合意したが、具体的な運用については意見が分かれた。大きな原因として、現状のように時間を制限しないまま、時期によっては午後10時や11時にまで及ぶ委員会審査が見る側に配慮したもの

なのかが課題となり、委員会の時間をある程度圧縮しないと委員会中継は難しいのではないかという意見が出された。ただし、安易に時間を短くしては十分な審査ができないとの問題があり、どうすれば委員会の時間を明確にして委員会中継が行えるのかを検討し提案されたものである。審査をしっかりと行うことは言うまでもないが、委員会のインターネット中継の実施が合意できている中で、実現するためにはどのようにしたらよいのかということである。それが前期の議会改革実行委員会で協議されたことで、それを踏まえた意見をお願いしたい。

【小田委員】 国会の予算委員会などは、時間を区切って各党が質問をしている。それにより、各党のおよその質問開始時間が明確になる。時間も議席数によって配分されている。中継では、その仕組みにより各党の視聴時刻の目安がつく。国会においては、議席数によって時間配分されることは、どの党も受け入れている。本市の委員会のインターネット中継に関連する協議も、そのことを参考に考えてはどうか。

【石田委員】 テレビ中継はインターネット中継とは異なり、中継する時間枠がある。その中で特定の政党が時間を占有してしまうのは問題があり、それを割り振るのは理にかなう。一方、インターネット中継は時間枠というものがないので時間を配分する必要はないと考える。見やすさの問題はあると思うが、視聴者が見たいところを見ればよい。まずインターネット中継の第1歩としては現在の委員会の流れをそのまま可視化していくことであり、その運営の中で今後のことを考えていけばよい。

【赤嶺委員】 (2)、(3)について、具体的なイメージを聞きたい。

【中村委員長】 これは主に予算、決算の審査を行う3月、9月の委員会のことである。それ以外の6月、12月議会で委員会が深夜に及ぶことはないと考えている。海老名市議会、藤沢市議会では持ち時間制を導入している。また藤沢市議会では予算、決算特別委員会を設置して、そこで集中して審査をしている。海老名市議会では常任委員会を2日にし、1日は予算や決算のみを審査し、もう1日でその他の議案を審査している。予算、決算においてもしっかりと時間をとっており、審査がきゅうきゅうとしているものではない。1人当たり質疑と答弁で何分と決めているので、ある程度、時間が明確になっている。また、藤沢市議会では通告制を採用しており、質疑の順番を通告順としている。海老名市議会では慣例的に大きい会派から質疑を行っている。イメージとしては、1人当たりの質疑と答弁を合わせた持ち時間を設定して、委員会によって会派の議員の人数により時間を決めて、会派内ではその時間を融通できるようにしてはどうかとの提案である。

【山崎委員】 イメージはつかめた。現在はページごとに順を追って審査を行っているその方法を変えるということか。

【中村委員長】 そのとおりである。前回、予算決算特別委員会を設置して審査をすべきとの提案を出しているが、現在の各常任委員会に分割付託する方法では同じページに掲載されている事業でも、当該委員会の所管でなけれ

ば、関連があっても所管外ということで審査の対象から外れてしまい審査ができない。予算、決算は一括して審査を行えるようにし、例えば款ごとに1人何分と定めて審査をし、現在のようにページごとに質疑の有無を確認しながら進行する方法を改めて、ある程度まとまった項目で集中して審議をする方法としたい。

【山崎委員】 現在の方法ならば、ページごとに審査することで、その事業に対するそれぞれの委員の話をまとめて聞くことができている。提案の方法では、特定の委員の質疑を聞くときにはよいかもしれないが、特定の事業に関する質疑を聞くには誰がいつ、その事業について質疑をするのかわからないので大変ではないか。

【中村委員長】 方法はいろいろあるので、そうならないようにしたい。他市では款ごとに行っていることが多い。

【赤嶺委員】 今の審査方法が変わるということだが、仮に審査時間が午前9時から午後5時までとして、各常任委員会7名にどのような進行方法でどのように時間を配分して時間内に審査を終了させるのか。

【中村委員長】 現時点では予算委員会、決算委員会が設置されていないので、各常任委員会所管の予算、決算の部分を款ごとに時間を割り振り、委員の数で時間も割り振り、時間内で審査が終わるようにする。

【赤嶺委員】 予算や決算以外にも議案や陳情などがある。それらの案件の多寡によっても予算や決算に割り振る時間が委員会ごとに異なると考えてよいか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 現在は委員会で一人の委員がどれくらいの時間発言しているのか。

【議事担当係長】 統計をとっていないので時間は把握していない。

【赤嶺委員】 委員の総発言時間は調査可能か。

【議事担当係長】 調べるとなると、録音された記録を最初から全て聞いて委員7名分の発言時間をはかることになる。可能ではあるが調査としては厳しい。

【山田副委員長】 質疑と答弁を含めた総時間数程度でよいのではないか。

【赤嶺委員】 イメージとしては議案の説明を除いた残り全ての時間が質疑と答弁だと思うので差し引きで算出可能だと思う。現状では予算や決算の審査ではほとんどの委員会が午後5時を過ぎても審査をしている。そうすると発言ができなくなる委員が出てくるのではないかと考えるが、それをどのように解消するのか。

【小田委員】 今までには自由に発言していたので委員に対して平等性が保たれていたが、持ち時間制では会派の議席数に応じて平等性を担保しようというものである。今まで発言の多かった委員が少数会派であると持ち時間が少なくなるということはある。

【山田副委員長】 今の発言からすると、持ち時間の提案は会派制を前提と

したものか。

【中村委員長】 1人当たり何分間という配分を考えているので、結果的に人数の多い会派は時間数も多くなる。委員一人一人の持ち時間は平等である。現在は時間が自由な反面、特定の委員が発言することで他の委員が発言を遠慮してしまうことがないとは言えない。例えば一人30分と時間が決められれば、むしろ言論の機会は平等である。

【山田副委員長】 予算や決算の委員会が設置されれば、そこに委員がいない会派はないと思うが、現状では各常任委員会に委員がいない会派もある。だからと言って、そこで委員外議員にも同じ時間を割り振るのはおかしい。また、現在は事業の細かいところまで質疑ができるメリットがあるが、持ち時間制や通告制になると質疑が絞られてくるのではないか。審査のやり方によるメリット、デメリットを考えなくてはならないのではないか。全体としては審査をしっかりと行うことが大前提であると思っている。また現在の常任委員会において、会派から委員を出しているのにもかかわらず、同一会派の議員が委員外議員として発言をするのはおかしいと思う。会派制であるのだから同じ会派から出ている委員が質疑をするのが筋である。

【小田委員】 自民党・新政クラブの提案は、現在も一般質問において一人の持ち時間は平等である。それと同様の考え方を委員会でも行うようにするという提案だと理解していただきたい。

【山崎委員】 その点については理解した。款ごとの持ち時間制で質疑を行うことにすると、聞きたいことを先に聞かれてしまうこともある。同じ質疑を繰り返すことにならないか。

【中村委員長】 当然そういうことはあるが、それをクリアしながら行っている議会もある。一概にそういったことがあるから持ち時間制はだめだということにはならない。また、山田副委員長から持ち時間制では細かなことまで聞けないのではないかという意見があったが、それもいろいろである。持ち時間制を導入している議会では、持ち時間をいかに有効活用するかを考えている。根本的に時間は有限であると考え。自由な発言の中では事前に調べればわかるものを聞くなど質疑の質を落としている。時間が限られれば事前にしっかりと準備をすることで質疑の質を上げることにもつながるというプラスの面があることも考えてほしい。

【高久委員】 国会や藤沢市議会の事例が出た。大きな議会では時間制限も必要かと思うが、本市は28人の議員が自由に発言できることが優れた部分でもあると思う。委員会のインターネット中継をするからといって、持ち時間制を設けることはいかがなものかと思う。中継の方法はいろいろ取れんしながら行うことも必要ではないか。時間内に中継できる部分と時間が超過して中継できなくなってしまう部分があってもよいと考えている。

【中村委員長】 持ち時間制を導入することについてはどうか。

【石田委員】 インターネット中継のために委員会の時間を圧縮するメリットを見出せない。現状のままでよい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和としては、ありのままの委員会を中継するという意見である。まずは委員会のインターネット中継を実施して、さまざまな意見を聞きながら委員会の審査について改めて協議し、持ち時間制の導入等を検討していく必要があるのではないか。各委員が十分な審査を行ったという意識をもって審査を終了することが最も望ましい。現状において持ち時間制を導入して、それを担保できるかは非常に不安である。十分な審査を念頭に考えれば、委員会予備日の活用など、ほかにも方法があるのではないか。現状において、持ち時間制の導入の必要性は低いと考えている。

【中村委員長】 議論の発端は委員会のインターネット中継を実施することから始まったものである。ただし自民党・新政クラブとしては、それだけで持ち時間制がよいと言っているのではない。長時間審査をすれば議論が深まるものではない。限られた時間であっても内容の濃い議論をすることができる。むしろ時間が限られているからこそ、よく吟味された質問が出るのではないか。制限のない中で、自分一人が質疑し過ぎではないかと気を使いながら話すより、与えられた時間であれば、それをフルに使って気兼ねなく質疑ができる。

【山崎委員】 時間は有限であるということはもちろんある。一人の委員だけが質疑をすることの是非についての議論は会派で確認することとし、事前勉強はしっかり行い、不必要な質問を差し控え、質疑が長くならないよう心がけるなど共通の意識が持てるのではないか。

【中村委員長】 先日、会派で函館市を視察した。函館市議会の議会改革報告書は全国市議会議長会の研究フォーラムで発表されたこともあり、全国から視察が来ている。函館市議会の議会改革で特筆すべきは、最初に議会改革は何のために行うのかをしっかりと議論している。委員会審査の相手は行政ではなく議員であり、行政は説明員として出席し、疑問点があれば行政に質問して解決する。その疑問点が解決されてからが議員の議論の場であり、そこから議案に対して各委員がどのように考えるのかを審査する。現在、本市では質疑することイコール審査だと考える傾向がある。質疑をした後が本当の審査であって本来そうあるべきだと思った。

【山崎委員】 議員間で討議が行われているということか。

【中村委員長】 そのとおりである。函館市議会では採決のときには市側は退席してもらっていると聞いた。説明を求める機会がなくなれば、その場にいる必要がないという考えである。最後は議決権を持つ議員同士が話しあって決めている。函館市議会では、そもそも議会審議や委員会審査は、説得すべきは互いの議員であると、研究してそのような結論に達したということである。

本件については議論をしたが全会一致には至らないとして現状のとおりとしたいがどうか。

全 員 了 承

- (1) 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り
- (4) 【委員会】質問者の順番は予め決めておく（傍聴者やインターネット視聴者の利便性のため）
- (8) 「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること
- 【中村委員長】 (1)、(4)、(8) についてあわせて協議したい。本件について意見等はあるか。
- 【小田委員】 予算や決算の審査において、ページを順にめくっていく現行のやり方で、質問者の順番をあらかじめ決めておくことを協議するものと考えてよいか。
- 【中村委員長】 持ち時間制の導入がされた上で協議すべき内容だと思われる。自民党・新政クラブが会派として提案しているので、他会派から意見、質問を出していただきたい。
- 【石田委員】 先ほどの議題でかなりの協議ができたと思うがどうか。
- 【中村委員長】 前提として、先の議題も本件も委員会のインターネット中継実施に関連した内容である。持ち時間制の導入が決まらないと協議しづらい内容かもしれない。インターネットで委員会審査を見るときには、ある特定の委員を見たい場合と、ある特定の議案だから見たいと思う場合の2種類であると思う。順番が決まっていれば、延々と視聴しなくてもある程度の時間を目安に見ることが可能であると考えての提案である。
- 【山崎委員】 現状の審査のやり方で、本件を議論するのは難しいと思う。
- 【中村委員長】 本件については前の議題と関連する内容なので、前の議題が合意されていない以上、本件も合意には至らないと考えて議論をこの程度にとどめて次の議題に移りたいと思うがどうか。

#### 全 員 了 承

- (1) 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り
- (5) 【委員会】委員外議員の発言の禁止（委員外議員の質問は本会議で行う）
- (8) 「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること
- 【中村委員長】 (1)、(5)、(8) についてあわせて協議したい。本件について意見等はあるか。
- 【赤嶺委員】 議会運営委員会で決定されている委員外議員の発言について事務局に確認したい。
- 【議事担当係長】 「同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする」、以上が平成23年6月22日の議運決定事項である。
- 【赤嶺委員】 本件はこの議運決定事項を変更するものか。
- 【中村委員長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 委員を出していない会派も同様か。

【中村委員長】 そのとおりである。

【山崎委員】 議運決定事項は申し合わせであり、拘束力はないと考えてよいのか。

【議事担当係長】 議運での申し合わせは、一定の協議がされた上で決定している。この件に限らず、申し合わせについては遵守していただきたい。

【事務局次長】 議会の自律権に基づく申し合わせであり、議運において全会一致でつくったルールである以上、拘束力はある。ただし、「極力行わない」との表現にし、完全に禁止とせずに運用している。

【山崎委員】 委員会内に同一会派の議員がいる場合に、委員長が委員外議員の発言をとめることはできるのか。

【事務局次長】 過去の事例で、委員外議員の発言を多数で認めなかったこともある。「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める」とされており、拒否する場合もある。

【高久委員】 委員を出していない会派では、委員外議員として発言をするしかない。議会において議員が市民からの声を伝える意味でも、現状のままでは問題はないと考えている。あえて委員外議員の発言を禁止するとしたのは、どのような問題意識からか。

【青木委員】 会派制により会派を代表して委員として出席しているので、その場合には同会派の委員外議員は発言を控えるべきだと思う。会派から委員が出ていない場合の委員外議員は、委員に配慮して極力発言を控えるようにし、どうしてもというときだけに発言をとどめるべきだと考える。現状の申し合わせも議員全員で再認識していただきたい。

【鳥淵委員】 禁止までしなくても、会派から委員が出ていればその委員に任せるべきである。会派から委員が出ていない委員会での委員外議員の発言については極力内容を絞って発言の許可を得るべきだと思う。

【石田委員】 現状の委員会運営において委員外議員の発言が多すぎるとは感じていない。むしろ弾力性があると考えている。現状を変えなければならぬとは思わない。

【赤嶺委員】 申し合わせがありながら、委員が出ている会派の委員外議員による質疑がたびたび行われている事実が背景にあると考える。しっかりと申し合わせを遵守して委員会審査を行っていくことが最も重要なことではないか。

【中村委員長】 そもそも委員会は委員が議論をする場であり、本会議は議員が議論をする場である。本会議において議員でない傍聴者の発言を許可することはない。委員会も同様である。議員としての発言権を考えるならば、本会議で発言すればよいと思う。本会議では、提案理由の説明や委員長報告の後に質疑の機会が設けられており、その場で質疑を行えばよい。綾瀬市議会では、議案が上程された後、委員会付託の前に質疑を行っており、該当する委員会に属さない議員もそこで質疑をし、市側が答弁をしている。現状の

本市議会で、それができないわけではない。本件を提案した自民党・新政クラブの考えとして、委員外議員の発言を認めることは、そもそもの委員会のルールに、たがうものであると考えている。質疑をさせないということではなく、ルールの中で行おうという提案である。

【高久委員】 それぞれの議会で慣例によるやり方があると思う。属する委員会以外でも、議員には全般的に発言できる権利がある。それを保障している場が、本会議なのか、本市のように委員会の場での委員外議員としての発言なのかということである。必ずしも綾瀬市議会のやり方がいいとは思わない。本市のほうが、やりやすいと感じている。

【事務局次長】 委員外議員の発言は、会議規則第116条の規程である。第1項で「委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる」とされ、これは委員会に主導権があり必要に応じて呼ぶというものである。第2項で「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める」とあり、ほぼこの2項に基づいて運用されており、許否を決めるのは委員会にその主導権があるという規則になっている。

【中村委員長】 本件についてもさまざまな意見があり合意には至らないので、現状のとおりとしたいがよいか。

#### 全 員 了 承

(6)【本会議】議案の説明(予算・決算を含む)は、本会議で行い、委員会では行わない。即審査に入る

(8)「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること

【中村委員長】 (6)、(8)についてあわせて協議したい。(6)については、予算、決算の議案については特にそうであるが、議案説明にかなりの時間がかかり、委員会では正午近くまでかかっている。それを一括して本会議で行えば、委員会では即審査に入れるので審査時間を有効に使えるのではないかとということで自民党・新政クラブから提案された。

【山崎委員】 委員会の議事録で市側の説明はどのようになっているか。また、委員会では市側の説明を除くことは可能なのか。

【事務局次長】 議事録では「市側より説明」の1行を記載するのみである。記録すべきは議員の質疑とそれに対する答弁であり、説明部分については記録対象とはしておらず、速記会社への費用の支払いはない。また、説明の省略についてだが、他市では本会議で提案理由の説明を詳しく行い、委員会では直ちに審査に入るといった事例もあり可能である。

【山崎委員】 可能であれば事前に勉強をしているので説明の必要はないと考える。

【赤嶺委員】 全く説明がないというのもいかなものか。提案理由の説明は口頭で行う必要はなく、机上配付や事前配付など別の方法で行えばよいと



考えている。

【鳥淵委員】 説明を受けることも大事と考えてはいるが、本件に反対するものではない。

【山田副委員長】 委員会の説明では詳細にふれることもあり理解が深まるときもある。委員会での説明を全て行わないのもいかがかと思うが、本件に反対するものではない。

【中村委員長】 全く説明をなくすとは言っていない。本会議でもう少し詳細に説明をすることで委員会での説明は行わないという提案である。

【山崎委員】 予算、決算の議案審査において、委員会での説明は予算書や決算書を読み上げているだけという印象を持っている。それならば、その時間を審査に使うほうがよいと考える。

【高久委員】 従前は、もう少し詳しい内容まで説明をしていたと思う。現在の説明は記載された事項を読むだけなので、説明ではないと感じている。簡略化されたのではないか。

【中村委員長】 各常任委員会の冒頭で詳細な説明を市側がする必要があるという強い意見の方はいないということによいか。

【石田委員】 大きな数字などは1回言ってもらえればわかるが、詳細な数値などは説明されると理解が深まった経験を何度かしている。説明によって助けられている部分があるので、説明についてはポイントを絞った説明をしてもらえるよう、もう少し議論が必要ではないか。

【赤嶺委員】 ポイントは議員によって異なると思う。それを聞いていないと審査に臨めないというものではないのではないか。

【中村委員長】 函館市議会では委員会の冒頭で論点整理というものを行っている。議会で議案についての論点を協議し、内容を絞った説明を受けている。それを本市において市側で選別し、説明してもらおうというのは難しいと考える。

【石田委員】 予算、決算の総額ではなく、もう少し詳細な額の説明をしてもらってはどうか。どこまでのレベルで区切るかを議論することはできる。

【山田副委員長】 詳細を聞いても逆に理解できないのではないか。説明をするか、しないかを判断すればよい。インターネットで委員会を視聴することになれば、視聴者は大枠の数字のほうを知りたいと思う。ポイントを説明するとしても大きなポイントの説明でないと視聴者はわからない。

【中村委員長】 議案の説明については、委員会のインターネット中継が前提の話ではない。視聴者は手元に議案書などの資料も持っていない。その状態で説明を聞いてもわからないと思う。その分の時間を審査で有意義に使えばよいのではないか。

【山崎委員】 インターネット中継を最初から見ている方は議案書があればよいと思うが、途中から見ると人もいる。それでも質疑の中で「何々について何う」との言葉が出れば話している内容はわかると思う。

【赤嶺委員】 インターネット中継の視聴者は議案書や決算書などを見るの

ではないか。私は見ていることを前提に話をしている。視聴者は何について話すのかを知った上で見ていると考える。それならば1時間近くもの説明を聞いてから審査を視聴するのは効率的にいかがかと考える。

【山田副委員長】 予算、決算を含めた全ての議案についてのことか。

【赤嶺委員】 それは個々の議案に対する判断であり、予算、決算の議案審査では、それを強く感じている。先ほど言ったように口頭での説明は不要であるが、文書等の配付による説明は行っていただきたい。

【中村委員長】 どの程度の資料か。

【赤嶺委員】 議案説明にかかる原稿があれば、それをコピーして配付してほしい。

【山崎委員】 現在は議案書をそのまま読んでいます。その原稿をあえて配付する必要はないと思う。

【赤嶺委員】 委員会での議案説明をなくすかわりに、それを補うものが必要であることから提案している。

【山田副委員長】 市側としても具体的に資料請求されなければ対応に困るのではないかと。

【赤嶺委員】 市側としては今までと変わらないと思ってもらえればよい。説明する事項を文書にして配付するだけである。

【中村委員長】 先ほど山崎委員も指摘していたとおり、議案書を読んでいるだけであれば、資料というほどのものは出ないのではないかと。

【赤嶺委員】 議員側から説明を求めるものではなく、市側が説明をする際にどこにふれたいのかということである。口頭での説明がなくなるとそういった機会が失われてしまうので、口頭以外の方法で議員が知りえる環境をつくってほしい。

【中村委員長】 口頭での説明をやめるかわりに、議案書や予算書等の補足資料の配付をお願いしたいということか。

【赤嶺委員】 そこまでは求めていない。口頭説明をしないのであれば、口頭説明に使用する予定だった紙原稿を配付してもらえればそれでよい。説明しようとしていた事業の内容をわかるようにしてほしいということである。

【山田副委員長】 どの事業を説明するかも迷ってしまうのではないかと。むしろ委員会審査において、毎回同じような質疑が出ると市側は議案説明に盛り込んでくることもある。

【石田委員】 先ほど、高久委員が言われた議案説明が簡略化されたという経緯などがわかれば教えてほしい。

【議会事務局次長】 経緯については不明である。簡略化されてきているようには感じている。時間ももう少し長かった。昨今では、「10款2項、小学校費は小学校にかかる経費です」といった書いたままのことを説明とし、議案書のどの部分かを指し示す役割が多いという印象はある。

【石田委員】 簡略化しているのは、よくない傾向だと思っている。問題視しなければならないのは、説明が省かれていくなど時間が縮められているこ

とで歯どめが必要なのではないかと。

【中村委員長】 本来は説明を受けて、説明の疑問について質疑していくものである。言いかえれば、詳細な説明がされれば質疑はないかもしれない。また説明が簡略化されているのであれば、質疑がふえるかもしれない。委員が簡略化された説明に対して、それは説明になっていないと質疑を重ねればしっかりと説明がされるようになるのではないかと。そのようにしていくのが委員会としてのあり方なのではないかと思う。

【山田副委員長】 本来委員会は、議案となるものを委員が事前に勉強してくるものである。ある程度の答弁を予測しながら聞いている。さらに考えを深くただしていくために委員会の質疑を行っている。単に知らないことを聞くような委員会質疑では意味がない。

【中村委員長】 質疑についていろいろ意見はあるが、委員会での提案説明について意見はどうか。

【山崎委員】 現状のままであれば不要であると考え。詳細を聞きたいければ質疑の中で聞いてもよい。また、以前のように詳しい説明がされるのであれば、そのほうがよい。

【中村委員長】 本会議で説明をするというのはどうか。

【山崎委員】 本会議で説明は必要なのか。

【事務局次長】 一般質問以外の本会議において市側が出席するのは説明員という位置づけである。提案理由を説明して質疑を受けるという役割で議場に来ているので、本会議で提案理由の説明がないということは考えられない。

【山崎委員】 本会議は説明をしなければならず、委員会ではしなくてもよいということなので、今のような説明であれば不要と考える。

【赤嶺委員】 本件で提案されている本会議での説明は、現状の本会議における説明の程度をどう想定しているのか。

【中村委員長】 委員会で説明を行わない分、本会議でさらに詳しく説明をしてはどうかという提案である。

【赤嶺委員】 4 常任委員会分を本会議で行うとかなりの時間がかかるのではないかと。

【山崎委員】 説明に4時間は必要になる。

【中村委員長】 同程度の時間を想定はしていないが、質疑にたえるだけの説明をしてほしいと考えている。現在の本会議で行われているような説明だけでは質疑をすることもできない。

【石田委員】 過去のようにもう少し詳細な説明をしてもらうことは可能か。

【事務局次長】 説明が簡略化された経緯は把握していないが、時間的にはそれほど大差はないと思う。

【鳥淵委員】 予算、決算の委員会審査では、主要な施策の内容が説明されている。会派での勉強会の際に市側に詳細な説明を依頼するなどして委員会での説明を短縮してはどうか。

【小田委員】 現状行われている委員会での市側の説明は議事録上は1行と

のことだが、本会議に説明が移行した場合はどうなるか。

【事務局次長】 本会議録は全文筆記となっているので、説明は全て記録される。

【石田委員】 今までの協議から、委員会での詳細な説明をするほうがよいと考える。

【山崎委員】 本委員会では本件に対して合意できなければそれで終わりになってしまいが、委員会での説明を今より詳細にしてもらえるよう議会から市側に求めるのか。

【中村委員長】 石田委員は今よりもより詳細な説明を市側に求めるという意見か。

【石田委員】 方向性としてどちらなのかを考えたときに、説明をなくしていくのではなく、もっと実りのあるものにしようという意見である。

【赤嶺委員】 それは委員会の冒頭で口頭での説明を受けなければいけないものか。明るいまらい大和は口頭ではなく資料としてもらえればよいという提案である。それならば時間はかからない。事前配付ならそれを持って委員会に臨める。説明を受けたこととかわりはない。内容については市側が作成するものなのでどのようなものにしていくかは今後の課題である。

【石田委員】 口頭の説明にこだわって、時間を使うことがよいとは思わない。現行の状態よりもマイナスになることがあってはならないとの考えであり、資料配付等でもよいと思う。

【中村委員長】 委員会での説明をなくすというのであれば、市側としても大きな負担はないが、そのかわりに資料を作成して配付したり、より詳細な説明をすることになれば協議が必要になると思う。

【事務局次長】 明るいまらい大和の口頭で説明している際原稿をそのままもらうという意見であるが、例えば総務常任委員会では議会費で議会事務局長が、総務費で総務部長、政策部長が読むこととなり、原稿は1つではなく部や局単位で書式等も異なる。それをそのまま各委員に配付するとなると非常に読みにくいものになりかねない。またそれらの原稿を1つに集約するとなると市側には大きな負担となる。

【赤嶺委員】 口頭で説明するのに原稿があるということでよいか。

【事務局次長】 部長ごとに原稿があり、お互いに原稿を持ち合っているのではなく、統合された原稿もない。これらの原稿を読んだ順に1ファイルに統合するとなると市側の負担になることを危惧している。

【山崎委員】 原稿のコピーをもらえればよいのではないか。

【事務局次長】 それらの原稿の順を追って読むのは委員にとっても非常に負担である。原稿ごとのつながりがわからないのではないか。

【中村委員長】 今より詳細な説明といっても市側は現行でも十分であると思って説明していると思う。どこをどのように詳細にするのか示さないと改善するのは難しいのではないか。

【事務局次長】 具体的な示唆がなければ変更は難しいと思われる。

【石田委員】 説明に対して簡略化してきた流れをなくすようにしていけばよい。ただ読み上げていたものに具体的な内容をつけるものである。

【中村委員長】 各常任委員会で行われている説明を、それぞれ委員会で言うのではなく本会議の提案理由の説明の後にもう少し詳細な説明をすることにより、委員会ではすぐ審査に入るとするのがもともとの提案である。それについていろいろな意見が出されたが、全会一致には至っていないということで現状のとおりとしたいがどうか。

## 全 員 了 承

(7)【本会議】 質疑・討論の「持ち時間制」を導入

(8)「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること

【中村委員長】 (7)、(8)についてあわせて協議したい。本件について意見等はあるか。

【高久委員】 討論をし過ぎるということはない。また討論が長過ぎていい加減にしてほしいと思われることもないと思う。討論を延々と行う議員がいれば問題だと思うが、現状あえて持ち時間制を導入する必要はない。

【鳥淵委員】 実際にそのようなケースがあったので、このような提案が出たのだと思う。討論は、常識の範囲内で市政に関係することを簡潔、明快に行うべきである。時間を何分と決めるのもいかがなものかと思うが、常識の範囲で討論してほしい。

【赤嶺委員】 何をもって長い、短いと感ずるかは聞く側の主観である。明るいまらい大和では、他の会派よりも討論は簡潔にまとめている。私たちの会派からすれば、皆さんの会派の討論は長い。討論が私たちの会派ほどに全て短くなれば議会内の議論が深まるとまでは言わないが、バランスが取れていないとは感じている。長い討論は何に対して討論をしているのかと思うほど、話がそれたりすることもあった。方法や時間などについてさまざまな考えがあると思うが、今回の提案ではどのような持ち時間制が望ましいと考えているのか。

【中村委員長】 時間は何分がよいと言っているわけではない。常識の範囲内で設定すればよいのではないかと考えている。それを5分とすると、その時間内では討論しきれないとの意見も出るであろうし、1時間とすれば長すぎると思われる。各会派いろいろな意見はあると思うが、一般質問の議員一人の持ち時間が30分であるので長くてもそれを超えるものではないと考えている。

時間は有限であるので、その中で十分な討論や質疑を行うことが時間を有効に使う、内容の濃い議会審議を行うものではないかと考える。

【赤嶺委員】 持ち時間制を導入すると、かえって持ち時間全てを使わなくてはならないという考えを持つ議員が出てくるのではないかと危惧する。討論も簡潔にまとめれば10分程度でしっかりとしたものができると思う。

【中村委員長】 誤解のないように補足する。持ち時間を 30 分とすることがよいと言っているわけではない。皆さんが 10 分以内でよいというのであればそれでもよい。具体的な時間については協議したい。

【山崎委員】 それぞれの討論に対して持ち時間を設けるということでよいか確認したい。それとも会派に対する討論全てにかかる持ち時間か。

【中村委員長】 一つ一つの討論にかかる時間である。

【山崎委員】 30 分以上かかった討論は記憶にない。

【鳥淵委員】 そのような事例があったので、この提案が出されたものと捉えている。賛成討論なのに内容が反対討論のようであったり、意見要望ばかりの賛成討論であったり、端的にまとめ切れていない事例が過去にあった。

【高久委員】 予算や決算に対する討論も対象になるのか。

【中村委員長】 全ての討論に対して無制限ではなく、ある程度の持ち時間制を設定するものである。

【高久委員】 とんでもないことである。

【中村委員長】 なぜそのように思うのか。

【高久委員長】 議員提出議案で長々と討論するのはどうかと思うが、予算や決算に関しては内容が多い。その討論ならば当然のことながら長くなるので、それを時間で制限すべきではない。

【中村委員長】 時間は有限であり、一部の会派だけが長い討論を行うのは不公平である。平均して討論できる時間を割り当てて、主張したい全ての会派が討論するために時間を決めないとできないのではないか。

【高久委員】 予算や決算の場合には、会派を代表して意見を述べ、国の制度などにかかわって説明することも必要になる。議会は言論の府であるので制限時間を設けずに行うことが大事ではないか。

【鳥淵委員】 言論の府として、論点がずれたものはいかがなものか。

【赤嶺委員】 むしろ問題なのは現在が無制限だということである。たしかに現状には問題があり、対応していかなければならない大きな課題があると思う。

【中村委員長】 言論の府である国会でも制限時間はある。制限時間を設けることが言論への侵害とか言論を制限しているというのではなく、割り当てられた時間の中でいかに説得力のある主張をするかという議員の技術の問題である。限られた時間の中で議論を深めていくことに取り組むことは決していけないことではない。むしろ議会のスキルを上げることだと思う。

【鳥淵委員】 時間をここで決めるのは難しい。制限時間を設けるという考え方で話を進めていければよい。確かに予算や決算に関してはそれなりにボリュームもあり、他の議案と同一に扱うのもどうかと思う。細かい時間については新たに協議をしていくこととしたい。

【高久委員】 長々と討論することが、すばらしいということではない。それは理解するが、制限を設けていくことについては反対である。

【石田委員】 個人的に長い討論は好きではないが、極端な例を挙げて制限

を設けることについてもよいとは思わない。

【鳥渕委員】 常識の範囲内で要点をわかりやすく討論していくことが大事なのではないか。

【赤嶺委員】 過去に長い討論をした議員がいて、それが問題だと言っているのではない。現状が無制限であり、討論をいつまでもすることができるという状況に問題がある。

【石田委員】 具体的な内容が明確になっていて制限をかけるということであれば、イメージもできるが、ただ漠然と討論の時間に制限を設けるといった提案では考えがまとまらない。

【山田副委員長】 赤嶺委員の意見はもっともだと思う。無制限であることはいかがかと思うが、会派で言いたいことを伝えきれないほど、短い時間にまとめることもないと考える。良識の範囲の制限だと思う。個人的には 20 分から 30 分が妥当性のある時間ではないかと思っている。

【事務局次長】 先ほどより制限という言葉が出ているので、現状の確認をしたい。「本会議における討論については、一案件につき各会派 1 名の代表制により行う」という、討論の代表制をしいている。発言権は本来、全議員にある。これを議会内で申し合わせをして機会の制限を行っている。既にそのような制限を行っており、人数の多い会派ほど、その制限を受けている議員が多いということを経験している。

【中村委員長】 事務局からの説明では、現在でも無制限ではないということである。極端な話であるが、現状では丸 1 日討論をしてもよいということである。それをある程度、持ち時間を区切っていくことに合意できないかということである。

【山田副委員長】 申し合わせとしてもよいのではないか。明確に何分にするか決めなくとも、例えば、「30 分前後に収めるように討論を行う」としてはどうか。

【中村委員長】 この場で時間を何分と決めることは難しいようなので、議会運営委員会に「討論は良識の範囲で行う。時間は議会運営委員会で協議していただきたい」と申し送ることでどうか。

## 全 員 了 承

### 2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回、第 11 回の本委員会の日程については、8 月 23 日（火）午後 2 時からである。協議事項は、協議一覧表の 6 ページの 2 段目、42 から 47 になる。自民党・新政クラブ提案の、番号 42、「【代表者会】代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わない」と、番号 43、「【その他】議会事務局の法制能力の強化」と、公明党提案の、番号 44、「議会事務局に法制担当職員を配置することについて

て」と、虹の会提案の、番号 45、「議会事務局に法制担当の配置」と、日本共産党提案の番号 46、「議会事務局の「法制担当」の配置（議員提出議案の活性のために）」と、明るいまらい大和提案の、番号 47、「議会による立法機能の強化（他自治体の議会との連携も視野に）」の、以上、6 項目のご協議をお願いしたい。

【中村委員長】 次回、8月23日（火）の第11回での協議事項は、事務局の説明のとおりである。各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。まず自民党・新政クラブ、番号 42、「【代表者会】代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わない」については、現在は議会の最高意思決定機関のようになっていて、しかも非公開であり、会派に属さない議員はオブザーバーとしては出席できるが採決に加わることはできない。そういったことから非常に不透明である。何かを決めるのであれば、全員協議会や議会運営委員会で決めるよう改めるべきではないのかという提案である。番号 43、「【その他】議会事務局の法制能力の強化」は以後の提案と似ているが、必ずしも法制担当を置くというのではなく、法制能力を強化できる手だてがあればよいという提案である。続いて公明党提案の番号 44、「議会事務局に法制担当職員を配置することについて」を説明してもらいたい。

【山田副委員長】 議会事務局の法制能力を上げていくのは重要なことだと考えている。法制担当の職員がいることがもっとも望ましいが、能力の強化につながるなら大学との連携等でもよいと思う。

【中村委員長】 続いて虹の会提案の、番号 45、「議会事務局に法制担当の配置」について説明してもらいたい。

【石田委員】 議会から条例等の提案をしていくためにも事務局に法制の部署があるほうがよい。一つの策として法制担当の配置を提案した。

【中村委員長】 続いて日本共産党提案の、番号 46、「議会事務局の「法制担当」配置（議員提出議案の活性のために）」の説明をしてもらいたい。

【高久委員】 虹の会と同様である。

【中村委員長】 続いて明るいまらい大和提案の、番号 47、「議会による立法機能の強化（他自治体の議会との連携も視野に）」を説明してもらいたい。

【赤嶺委員】 立法機能を強化するために法制担当を置くことも選択肢の一つである。限られた予算内で強化をしていかなければならないので、例えば県央 8 市の議会でも連携をして法制担当のスキルを強化する組織を発足させて全体で 1 つの部局を活用するなど、さまざまな方法が考えられる。結果的にそれが大和市議会の立法機能の強化につながればと思って提案した。

【中村委員長】 説明は以上である。以前、本委員会でも大学法学部との連携について協議をして合意をした。代表者会に送られてどうなったのか事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 代表者会では、会派内で話し合いをし、必要性についてまとまったら代表者会に提案するという流れが決定された。



【中村委員長】 どの大学とどのように連携していくかについては、必要だと思ふ会派が代表者会に提案することになっているので各会派で協議をしていただきたい。

次回の協議事項やそのほかになれば、本日の委員会はこれにて終了する。

午後 4 時 07 分 閉会